

第48期 定時株主総会招集ご通知

日 時 平成30年6月28日(木曜日)
午前11時

場 所 大阪市西淀川区竹島2丁目3番18号
当社 本社1階ホール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

目 次

●第48期定時株主総会招集ご通知	1
●添付書類	3
事業報告	3
●連結計算書類	19
●計算書類等	28
監査報告書	36
●株主総会参考書類	40
第1号議案 剰余金処分の件	
第2号議案 取締役5名選任の件	
第3号議案 補欠監査役2名選任の件	
第4号議案 取締役に対する株式報酬型 ストック・オプションに 関する報酬等の具体的な 内容決定の件	



Shinobu

シノブフーズ株式会社

証券コード 2903

証券コード 2903
平成30年6月1日

株 主 各 位

大阪市西淀川区竹島2丁目3番18号
シロブーズ株式会社
代表取締役社長 松 本 崇 志

第48期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第48期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年6月27日（水曜日）午後6時までには到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月28日（木曜日）【午前11時】

2. 場 所 大阪市西淀川区竹島2丁目3番18号

当本社 1階ホール（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

株主総会会場に、ご来場くださる株主様とご来場がむずかしい株主様との公平性を勘案し、本年より株主総会に、ご出席の株主様へお配りしておりましたお土産は取り止めさせていただきます。
何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

3. 目的事項
報告事項

1. 第48期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第48期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役5名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役2名選任の件
- 第4号議案 取締役に対する株式報酬型ストック・オプションに関する報酬等の具体的な内容決定の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知を当日会場までご持参くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

(当社ウェブサイト <http://www.shinobufoods.co.jp/>)

当日、総会開始前は受付が大変込み合いますのでお早目のご来場をお願いいたします。

また、当社ではノーネクタイの「クールビズ」にて対応させていただきますので、ご了承賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、会場は多数の株主様のご出席が予想されますので、ディスプレイを各所に設置し、映像を映しておりますが、議長席等が見づらい席がございますので、ご了承賜りますよう、お願い申し上げます。

事業報告

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 企業集団の事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、経済政策等を背景に緩やかな回復基調が続きましたが、新興国等の景気下振れリスクや海外の地政学的リスクなど不確実な状況で推移いたしました。また、消費マインドは持ち直しの動きが見られるものの限定的であり、中食業界で事業を展開する当社グループの経営環境は引き続き厳しい状況となりました。

こうした状況下、当社グループは中期経営計画（平成28年3月期～平成32年3月期）における4つの基本戦略、「継続的な売上成長」、「コスト競争力の強化」、「人材の育成」、「環境への取り組み」に基づき目標達成に向け取り組んでおります。

販売面では、弁当において「真菜ごころ」ブランドへ集約することで販売を拡大するとともに、新規取引先の開拓や工場増築による生産能力の拡大が寄与し、コンビニエンスストアやスーパーマーケットを中心に、売上高は堅調に推移いたしました。また、商品開発においては、料理の専門家を招いた勉強会の開催や全製品アイテムのブラッシュアップへの取り組みを開始するなど、一品一品をより美味しくするための取り組みを行いました。

生産面では、炊飯設備の入替や野菜洗浄ラインの稼働による品質向上に加え、生産管理部門による工場点検の強化や従業員への教育など安全・安心な商品の提供に取り組ましました。

コスト面では、精米や鶏肉、海苔等の原材料価格の値上がりや、人員不足に起因する人件費の増加等がありましたが、原材料の調達方法の見直し、製品アイテムの集約や類似食材の統合、生産工程の見直しや機械設備による省人化、また労務管理の強化を図り、材料ロスの削減や生産効率の向上などコストの増加を抑える取り組みを積極的に行いました。

この結果、当連結会計年度の業績につきましては、売上高は前期比12億4千万円増の473億円、経常利益は前期比9千万円増の10億3千4百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比3千万円増の6億9千2百万円となりました。

② 企業集団の設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は16億4千6百万円であり、その主なものは、京滋工場、四国工場の増築や各工場における増産及び生産性向上のための合理化投資であります。なお、生産能力に重要な影響を及ぼす固定資産の売却・撤去または減失はありません。

③ 企業集団の資金調達の状況

当連結会計年度において、設備投資など事業活動に必要な資金は、自己資金及び金融機関からの借入金等により調達いたしました。その他の増資または社債発行による資金調達は行っておりません。

(2) 企業集団の財産及び損益の状況

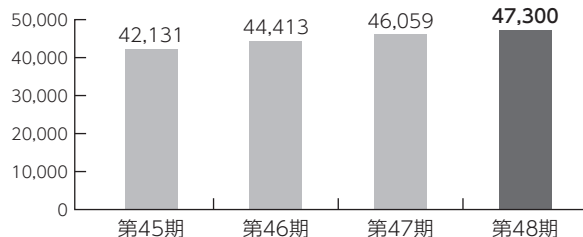
(単位：百万円)

区 分 \ 期 別	第 45 期 (平成27年3月期)	第 46 期 (平成28年3月期)	第 47 期 (平成29年3月期)	第 48 期 (平成30年3月期)
売 上 高	42,131	44,413	46,059	47,300
経 常 利 益	1,391	1,251	944	1,034
親会社株主に帰属する当期純利益	681	799	662	692
1株当たり当期純利益	51円15銭	61円75銭	51円99銭	54円66銭
総 資 産	18,680	19,804	21,034	21,264
純 資 産	10,115	10,570	11,125	11,528
1株当たり純資産額	774円90銭	823円93銭	862円12銭	903円90銭

- (注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出、また1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき算出し、銭未満を四捨五入して表示しております。
 3. 当連結会計年度の状況につきましては、前記「1. 企業集団の現況に関する事項 (1) 当連結会計年度の事業の状況 ① 企業集団の事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

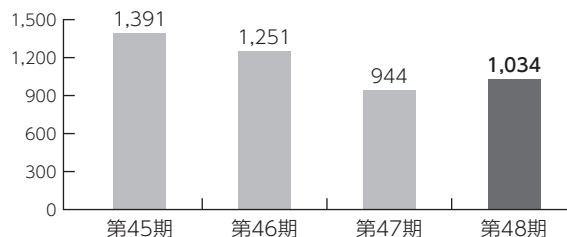
売上高

(単位：百万円)



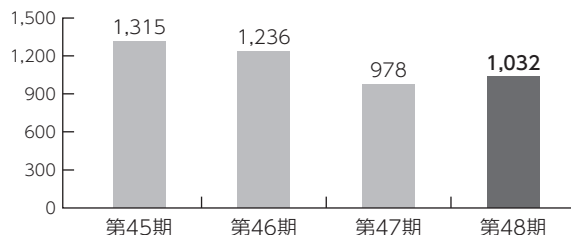
経常利益

(単位：百万円)



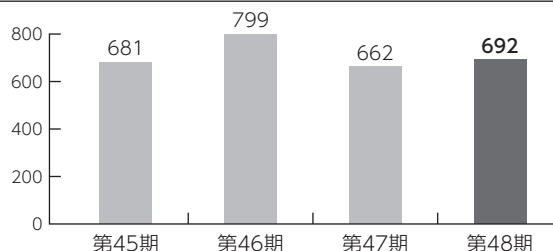
営業利益

(単位：百万円)



親会社株主に帰属する当期純利益

(単位：百万円)



(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社エス・エフ・ディー	10百万円	100%	不動産の賃貸
巽パン株式会社	10百万円	70%	原材料の仕入、販売

(4) 対処すべき課題

当社グループは、「継続的な売上成長」「コスト競争力の強化」「人材の育成」「環境への取り組み」を基本戦略とする中期経営計画（平成28年3月期～平成32年3月期）を策定し、連結売上高550億円、経常利益率3.0%を目指しており、計画達成に向け活動を進めております。

①継続的な売上成長の確保

当事業年度は、開発部門にカテゴリ別のチームを組織し、「真菜ごころ」弁当や各商品のブラッシュアップを行い、お弁当の売上が前期比7%増となるなど、売上の成長につながりました。また、麺やチルド惣菜などの新しいカテゴリでの開発に取り組み、チルド惣菜4アイテムを商品化することができました。

今後は、開発部門だけでなく、製造部門にいたるまで調理技術の向上を図るために、有名店シェフによる調理指導や大学教授による調理方法の勉強会を行うとともに、「おいしさ」を追求した調理加工を行うため、最新機器を積極的に活用していくなど、お客様をはじめお取引先さまに喜ばれる「味」を追求してまいります。

②コスト競争力の向上

当事業年度は、食材・包材アイテムの集約とオートメーション化を継続するとともに、生産工程の整備と人員配置の最適化を図り、労務費が前年比0.8%改善するなど、生産効率の向上に取り組みました。

今後は、安定した価格で原材料を調達できるよう、主要材料の調達方法における契約内容の見直しに取り組み、一層のコスト競争力の向上を目指します。

③現場力強化に向けた人材育成

当事業年度は、生産性の向上にともなう労働時間の低減など従業員の健康を守る職場環境の整備や従業員の評価制度の見直しによる現場力の向上に努めました。

また、各工場の資材担当者や品質管理担当者による組織横断的な勉強会を毎月実施し、現場力の向上に取り組みました。

今後は、人員の確保に努めるとともに、現場において中心となる中堅社員などに対し研修を行い、人材の育成を図ってまいります。

④環境負荷の軽減

企業としての社会的使命を果たすべく、食材ロス削減による廃棄量の削減に取り組み、月当たり約20 tの廃棄物の削減を行うとともに、月600 tの水道使用量を削減できる高周波解凍機の導入やCO₂排出量の見える化による削減などに取り組みました。

今後は、継続して食材ロス削減による廃棄量の削減に取り組むとともに、排水の水質向上のため、バイオ式排水処理装置の導入を行うなど、環境負荷軽減に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (平成30年3月31日現在)

当社の主な事業内容は、弁当、おにぎり、調理パン、寿司及び惣菜等の製造販売であります。

(6) 主要な事業所 (平成30年3月31日現在)

本 社	大阪市西淀川区竹島2丁目3番18号
工 場	
大 阪 工 場	大阪市西淀川区福町1丁目9番16号
関 西 工 場	大阪市西淀川区御幣島2丁目11番30号
京 滋 工 場	滋賀県栗東市六地藏1163
千 葉 工 場	千葉県八千代市上高野1734番1
名 古 屋 工 場	愛知県弥富市四郎兵衛1丁目128番地
岡 山 工 場	岡山県総社市中原字巽原88番の2
広 島 工 場	広島県尾道市美ノ郷町本郷1番地65
四 国 工 場	香川県観音寺市柞田町字干拓丁93番7号
子会社	
株式会社エス・エフ・ディー	大阪市西淀川区竹島2丁目3番18号
巽パン株式会社	大阪市西淀川区竹島2丁目3番18号

(7) 使用人の状況 (平成30年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
495名 (2,200)名	2名 (10)名

(注) 使用人数は、就業人員数であり、パートタイム・アルバイト従業員数は、()内に1日8時間労働換算の期中平均雇用人員数を記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
495名 (2,200)名	2名 (15)名	39.4才	9.1年

(注) 使用人数は、就業人員数であり、パートタイム・アルバイト従業員数は、()内に1日8時間労働換算の期中平均雇用人員数を記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (平成30年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱東京UFJ銀行	847百万円
三井住友信託銀行株式会社	818
株式会社みずほ銀行	301
株式会社三井住友銀行	296

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成30年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 45,656,000株
- ② 発行済株式総数 13,900,000株
- ③ 当期末株主数 9,953名
- ④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
株 式 会 社 エ ム	997,000	7.88
シ ノ ブ フ ー ズ 取 引 先 持 株 会	701,583	5.54
松 本 隆 次	697,000	5.51
佐 々 木 真 司	694,000	5.48
松 本 恵 美 子	538,000	4.25
松 本 龍 也	461,529	3.65
松 本 崇 志	411,374	3.25
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL	224,400	1.77
株 式 会 社 近 畿 大 阪 銀 行	217,809	1.72
シ ノ ブ フ ー ズ 従 業 員 持 株 会	164,650	1.30

(注) 持株比率は自己株式(1,240,410株)を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等に関する事項

当事業年度末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

名称	シノプフーズ株式会社 2015年度新株予約権
発行決議の日	平成27年6月26日
新株予約権の数	220個
保有人数 当社取締役（社外役員を除く）	2名
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式22,000株（新株予約権1個につき100株）
新株予約権の払込金額	60,000円（新株予約権1個当たり）
新株予約権の行使価額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成29年7月14日から平成34年7月13日まで
新株予約権の行使条件	新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、執行役員または従業員のいずれかの地位にあることを要する。その他の新株予約権の行使条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(注) 払込金額に基づく債務は、当社に対する報酬債権と相殺され、金銭の払込みはありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役の状況（平成30年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員	松 本 崇 志	
取 締 役 専 務 執 行 役 員	西 村 寿 清	C V S 事 業 担 当 兼 関 西 統 轄 本 部 長 巽パン株式会社 代表取締役社長
取 締 役 常 務 執 行 役 員	隅 田 真 年	中 国 地 区 統 轄 本 部 長
取 締 役 常 務 執 行 役 員	清 水 秀 輝	管 理 本 部 長
取 締 役 執 行 役 員	長 尾 正 史	管 理 本 部 副 本 部 長 株 式 会 社 エ ス ・ エ フ ・ デ ィ ー 代 表 取 締 役 社 長
取 締 役	加 藤 道 彦	大 阪 樟 蔭 女 子 大 学 大 学 院 教 授
取 締 役	中 野 由 里 (松 田 由 里)	税 理 士 法 人 ス プ ラ ウ ト 代 表 社 員 株 式 会 社 Q - t a o 代 表 取 締 役
監 査 役 (常 勤)	川 口 博 司	
監 査 役	橋 爪 健 治	ネ ク サ ス 監 査 法 人 代 表 社 員
監 査 役	佐 賀 千 恵 美	佐 賀 千 恵 美 法 律 事 務 所 所 長

(注) 1. 当事業年度における取締役の担当の異動は次のとおりであります。

氏 名	新 役 職 名	旧 役 職 名	異 動 年 月 日
隅 田 真 年	取 締 役 常 務 執 行 役 員 中 国 地 区 統 轄 本 部 長	取 締 役 常 務 執 行 役 員 中 四 国 統 轄 本 部 長	平 成 29 年 12 月 1 日

2. 平成30年4月1日付で、取締役の役職に次の変更がありました。

氏 名	新 役 職 名	旧 役 職 名
西 村 寿 清	代 表 取 締 役 副 社 長 執 行 役 員 C V S 事 業 担 当 兼 関 西 統 轄 本 部 長	取 締 役 専 務 執 行 役 員 C V S 事 業 担 当 兼 関 西 統 轄 本 部 長

3. 取締役加藤道彦及び中野由里の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
4. 監査役橋爪健治及び佐賀千恵美の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
5. 当社は、取締役加藤道彦、同中野由里、監査役橋爪健治、同佐賀千恵美の4氏を株式会社東京証券取引所の規程に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
6. 監査役川口博司氏は、長年にわたる経理業務の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 監査役橋爪健治氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

8. 監査役佐賀千恵美氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
9. 取締役中野由里氏は、税理士の資格を有しており、会計及び税務に関する相当程度の知見を有するものであります。
10. 取締役中野由里氏は、戸籍上の氏名は松田由里であります。職務上使用している氏名で表記しております。
11. 税理士法人スプラウトと当社との間には、取引関係はありません。
12. 株式会社Q-taoと当社との間には、取引関係はありません。
13. ネクスス監査法人と当社との間には、取引関係はありません。
14. 佐賀千恵美法律事務所と当社との間には、取引関係はありません。
15. 取締役加藤道彦氏は、平成30年3月31日付で大阪樟蔭女子大学大学院教授を退任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役と、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償限度額は法令が定める最低責任限度額であります。

③ 取締役及び監査役の報酬等の額またはその算定方法に係る決定に関する方針

取締役の報酬は、基本報酬（月額報酬）と業績連動した賞与により構成され、各取締役の報酬は、その地位や業績への貢献度等を総合的に勘案し決定しております。また、株式報酬型ストックオプションは、株価変動のメリットとリスクを株主様と共有し、企業価値の向上に向けた貢献意欲をより高めることを目的に、各取締役の役位に応じて決定しております。なお、社外取締役に対する賞与及び株式報酬型ストックオプションはございません。

また取締役の報酬制度については、報酬等の妥当性及び決定プロセスの客観性及び透明性を担保するため、取締役会の諮問機関として、独立社外取締役を委員長とする指名報酬諮問委員会（社外取締役2名、社内取締役2名）において、取締役及び執行役員の基本報酬、業績連動賞与及び株式報酬型ストックオプションについて審議いたしました。

監査役の報酬は、その役割と独立性の観点から、基本報酬のみとしております。

なお、株主総会で承認された取締役及び監査役のそれぞれの報酬の限度額の範囲において、各取締役の報酬は取締役会の決議により、各監査役の報酬は監査役の協議により、それぞれ決定しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	基本報酬	賞与	株式報酬型 ストック オプション	計
	名	百万円	百万円	百万円	百万円
取 締 役	7	126	17	5	149
(うち社外取締役)	(2)	(7)	—	—	(7)
監 査 役	3	17	—	—	17
(うち社外監査役)	(2)	(5)	—	—	(5)
合 計	10	144	17	5	166

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成24年6月28日開催の第42期定時株主総会において、年額280百万円以内と決議されております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第36期定時株主総会において、年額36百万円以内と決議されております。
3. 取締役としての支給のほかには、使用人給与の支給を受けている取締役はおりません。
4. 上記の株式報酬型ストックオプションの額は、当事業年度において株式報酬費用として計上した額であります。

⑤ 社外役員に関する事項
当事業年度における主な活動内容

地位	氏名	取締役会及び 監査役会出席回数	活動状況
取締役	加藤 道彦	取締役会 13回/13回	会社経営に携われてきた豊富な経験と大学院教授としての高い知見に基づいて、独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言、提言を行っております。また、指名報酬諮問委員会委員長を務めました。 監査役会、監査役とも連携、情報共有を図り、経営に対する実効性の高い監督の実現に寄与しております。
	中野 由里 (松田 由里)	取締役会 13回/13回	税理士として豊富な経験や専門的知見と経営コンサルタントとしての卓越した知識に基づいて、独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言、提言を行っております。また、指名報酬諮問委員会委員を務めました。 監査役会、監査役とも連携、情報共有を図り、経営に対する実効性の高い監督の実現に寄与しております。
監査役	橋爪 健治	取締役会 13回/13回	公認会計士として豊富な経験や専門的知見に基づき、独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
		監査役会 13回/13回	
	佐賀千恵美	取締役会 12回/13回	弁護士として豊富な経験や専門的知見に基づき、独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
		監査役会 12回/13回	

(注) 取締役中野由里氏は、戸籍上の氏名は松田由里ですが、職務上使用している氏名で表記しております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名 称 有限責任監査法人トーマツ
- ② 報 酬 等 の 額

	支 払 額
1. 当事業年度にかかる会計監査人の報酬等の額	23百万円
2. 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23百万円

(注) 1. 監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人監査計画の適切性・妥当性及び報酬見積の相当性などについて必要な検討を行ったうえで、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分することが困難なため、当該事業年度にかかる報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める解任事由のいずれかに該当すると判断した場合には、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。また、会計監査人がその職務を適正に遂行することができないと認められる場合、または会計監査の適正性及び信頼性を高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める限度であります。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社が平成29年6月20日開催の取締役会の決議をもって改定し、運用した「内部統制システム構築の基本方針」は以下の通りです。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 1. 「シノブグループ行動憲章」、「シノブグループコンプライアンスに関する基本方針」を周知し、全ての取締役及び使用人への法令遵守の徹底をはかります。
 2. 内部監査部門は、内部監査規程に基づき監査役等と連携をはかりながら、内部統制の評価ならびに業務の適正及び有効性について、グループ全体の監査を行います。
 3. 内部通報制度により、「シノブグループコンプライアンスに関する基本方針」等に違反する行為またはそのおそれのある行為について、通報を受けるとともに、通報を理由に不利益な取り扱いを受けないよう通報者を保護します。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
「文書取扱規程」にしたがって、取締役の職務の執行に係る情報について、適切に保存及び管理を行うとともに秘密保持に努めます。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 1. 当社は、リスク管理について定める「リスク管理規程」にしたがって、リスクの未然防止のために管理体制を整備するとともに、重大リスク発生における対応を的確に行い、企業価値の保全をはかります。
 2. リスク管理委員会では、リスクの識別、評価を行い、重点リスクへの対応方針を決定し、その取り組みを行います。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 1. 取締役会が定めた中期経営計画に基づき、年度計画を策定し、執行役員等で構成される経営会議において業績の進捗を管理し、取締役会へ報告しています。
 2. 当社は執行役員制度を導入し、業務執行における責任の明確化と意思決定の迅速化をはかります。
- ⑤ 子会社における業務の適正を確保する体制
子会社の取締役等の職務の執行に係る当社への報告に関する体制、損失の危機の管理に関する規程その他の体制、子会社の取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制のそれぞれを整備するため、当社の取締役会において子会社のモニタリングを行い、子会社の事業に関する重要な情報について取締役会に報告することを求めており、必要に応じて子会社に対する指導を行っております。

- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - 1. 当社では、現在、監査役の職務を補助すべき使用人は配置しておりませんが、監査役から求めがあった場合には、監査部門の人材を配置します。
 - 2. 監査役は、職務遂行上において必要な場合、当該使用人に対して取締役から独立させて業務の補助を行うよう指示できるものとします。
 - 3. また、当該使用人の人事については、事前に監査役と協議を行います。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制ならびに報告した者がそれを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保する体制
 - 1. 監査部は、内部監査の結果を監査役に報告します。
 - 2. 会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事態が発生した場合は、取締役及び使用人は監査役に速やかに報告します。
 - 3. 取締役の職務執行に関して、不正行為、法令・定款に違反する重大な事実が発生する可能性、もしくは発生した事実を報告します。
 - 4. 内部通報制度に基づき通報された事実を報告します。
 - 5. 当社は、上記に係る報告を行ったグループの取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを行わない旨を規程に定めています。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - 1. 監査役が必要とした場合には、外部専門家（弁護士、会計士など）との連携をはかるなど、監査活動の支援体制を確保します。
 - 2. 監査役がその職務を執行するうえで必要な費用は、請求により会社は速やかに支払うものとします。
- ⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
 - 1. 当社は、「シノブグループコンプライアンスに関する基本方針」において、反社会的勢力に対しては断固とした態度で臨む旨を定め、周知徹底をはかります。
 - 2. 反社会的勢力との関係を遮断するため、取引契約に「暴力団排除条項」を定め、相手が反社会的勢力であることが判明した場合に、関係を速やかに解消する取り組みを行います。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の基本方針に基づき、当該事業年度では以下の通り内部統制システムを運用しました。なお、当社及び子会社における内部統制システムの整備・運用状況は、内部監査部門がモニタリングを行うとともに、監査役会の監査対象となっています。

① コンプライアンス体制への取り組み

コンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス意識の向上を目的として、事業及び業務を所管する執行役員及び幹部社員に対して、外国人労働者に対処するため入国管理法や技能実習法などの研修を3回実施しました。

働きやすい職場環境を確保するため、労務管理担当者会議を毎月開催し、各工場における労務面での法令遵守状況の確認、環境改善に向けた取り組みを行いました。また、労働条件等に関する外国人労働者の理解を深めるため、就業規則等について新たに5か国語に翻訳し周知しました。

② リスク管理体制への取り組み

リスク管理委員会において、当社グループに関するリスクの識別、評価を行い、重点リスクへの対応方針を決定しました。当該事業年度においては、技能実習生の二期生を迎い入れ、工場における職場環境の整備と労働時間の低減等に取り組み、その結果を経営会議等で報告することにより、従業員の作業面における安全と健康の確保に努めました。また、副工場長研修や女性管理職候補者研修などの人材育成にも取り組み、リスクの低減に努めました。

③ 職務執行体制への取り組み

取締役会は、平成27年5月に発表した中期経営計画の進捗状況について定期的に報告を受け、事業環境等を確認しながら対応を検討しています。平成29年6月には、過去2年間の総括と第50期までの3年間の見通しを検討し、目標数値の修正を行いました。また、社長が重要な業務執行について決裁を行う際には、執行役員で構成する経営会議において多面的な検討を行っております。

④ 監査役の監査体制への取り組み

監査役は、取締役会をはじめ経営会議やリスク管理委員会など社内の重要な会議に出席するとともに、内部監査部門が実施する工場等への往査に同行し、製造、開発、営業部門等に対するヒアリングを行いました。

また、三様監査といわれる内部監査部門及び会計監査人とは、定期的に意見交換を行うとともに、必要に応じて情報交換や意見交換会を行い、連携を密にして監査の実効性の確保に努めました。

(7) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	6,849	流動負債	7,146
現金及び預金	1,392	買掛金	3,552
売掛金	4,906	一年以内返済長期借入金	689
商品及び製品	22	未払金	1,880
原材料及び貯蔵品	230	未払法人税等	243
繰延税金資産	126	賞与引当金	264
その他	172	その他	516
貸倒引当金	△1	固定負債	2,589
固定資産	14,414	長期借入金	2,310
有形固定資産	13,802	退職給付に係る負債	190
建物及び構築物	3,077	その他	88
機械装置及び運搬具	2,782	負債合計	9,736
工具器具及び備品	301	(純資産の部)	
土地	7,333	株主資本	11,393
建設仮勘定	307	資本金	4,693
無形固定資産	96	資本剰余金	3,253
投資その他の資産	515	利益剰余金	4,140
投資有価証券	129	自己株式	△694
繰延税金資産	65	その他の包括利益累計額	49
その他	333	その他有価証券評価差額金	48
貸倒引当金	△12	退職給付に係る調整累計額	1
資産合計	21,264	新株予約権	55
		非支配株主持分	29
		純資産合計	11,528
		負債・純資産合計	21,264

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	47,300
売上原価	37,722
売上総利益	9,578
販売費及び一般管理費	8,545
営業利益	1,032
営業外収益	
受取利息配当金	1
受取賃貸料	6
受取手数料	6
その他	13
営業外費用	
支払利息	14
支払手数料	5
その他	5
経常利益	1,034
特別利益	
固定資産売却益	3
新株予約権戻入益	0
特別損失	
固定資産除却損	22
税金等調整前当期純利益	1,016
法人税、住民税及び事業税	307
法人税等調整額	12
当期純利益	696
非支配株主に帰属する当期純利益	3
親会社株主に帰属する当期純利益	692

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成29年4月1日現在の残高	4,693	3,247	3,637	△613	10,964
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△189		△189
親会社株主に帰属する当期純利益			692		692
自己株式の取得				△146	△146
自己株式の処分		5		66	72
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	5	503	△80	428
平成30年3月31日現在の残高	4,693	3,253	4,140	△694	11,393

	その他の包括利益累計額			新 株 予 約 権	非 支 配 株 持 主 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
平成29年4月1日現在の残高	35	△16	18	112	30	11,125
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△189
親会社株主に帰属する当期純利益						692
自己株式の取得						△146
自己株式の処分						72
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	12	18	31	△56	△0	△26
連結会計年度中の変動額合計	12	18	31	△56	△0	402
平成30年3月31日現在の残高	48	1	49	55	29	11,528

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

すべての子会社（株式会社エス・エフ・ディー及び異パン株式会社の2社）を連結の範囲に含めております。

(2) 持分法の適用に関する事項

当社には、非連結子会社及び関連会社はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

1. 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。

なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。

2. たな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商品及び製品 総平均法

原材料及び貯蔵品 総平均法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 15～50年

機械装置及び運搬具 5～10年

③ 重要な引当金の計上基準

1. 貸倒引当金 売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

2. 賞与引当金 従業員及びパートタイム従業員に対して支給する賞与の支払に備えるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

1. 退職給付に係る会計処理の方法

従業員及びパートタイム従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。また、パートタイム従業員は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（6年）による定額法により翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

2. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

3. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(5) 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、区分掲記しておりました「営業外費用」の「賃貸物件関連費用」は、営業外費用の100分の10以下となったため、当連結会計年度より「営業外費用」の「その他」に含めて表示しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保にかかる債務

① 担保に供している資産

建	物	396百万円
機	械	398百万円
土	地	3,433百万円
投	資	14百万円
有	価	
証	券	
計		4,243百万円

② 担保にかかる債務

一	年以内返済長期借入金	649百万円
長	期借入金	2,180百万円
計		2,830百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 12,733百万円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	13,900,000株	一株	一株	13,900,000株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成29年6月29日 定時株主総会	普通株式	95百万円	7円50銭	平成29年3月31日	平成29年6月30日
平成29年11月6日 取締役会	普通株式	94百万円	7円50銭	平成29年9月30日	平成29年12月6日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成30年6月28日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
94百万円	7円50銭	平成30年3月31日	平成30年6月29日	利益剰余金

(3) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 92,900株

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に米飯や調理パンの製造販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、全て1年以内の支払期日であります。

長期借入金は主に設備投資に必要な資金調達を目的としたものであり、返済日は決算日後最長で10年後であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

1. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、売掛金回収マニュアルに従い、経理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとの期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

2. 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社は、借入金の金利変動リスクを回避するため、原則として固定金利による借入を実施しております。

3. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、経理部が資金計画を作成し、流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
① 現金及び預金	1,392	1,392	－
② 売掛金	4,906	4,906	－
③ 投資有価証券	101	101	－
資産合計	6,401	6,401	－
① 買掛金	3,552	3,552	－
② 未払金	1,880	1,880	－
③ 長期借入金（一年以内返済予定を含む）	3,000	2,999	△0
負債合計	8,432	8,432	△0

（注1）金融商品の時価の算定方法

資産

① 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

② 売掛金

売掛金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③ 投資有価証券

投資有価証券の時価は、取引所の価格によっております。

負債

① 買掛金

買掛金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

② 未払金

未払金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③ 長期借入金

元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	28

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③ 投資有価証券」には含めておりません。

5. 1 株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 903円90銭
- (2) 1株当たり当期純利益 54円66銭

貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	6,723	流動負債	7,294
現金及び預金	1,269	買掛金	3,540
売掛金	4,902	一年以内返済長期借入金	689
商品及び製品	22	未払金	1,891
原材料及び貯蔵品	230	未払法人税等	242
繰延税金資産	126	関係会社預り金	150
その他	173	賞与引当金	264
貸倒引当金	△1	その他	516
固定資産	14,359	固定負債	2,592
有形固定資産	13,802	長期借入金	2,310
建物	2,809	退職給付引当金	193
構築物	267	その他	88
機械装置	2,768	負債合計	9,886
車両運搬具	13	(純資産の部)	
工具器具及び備品	301	株主資本	11,092
土地	7,333	資本金	4,693
建設仮勘定	307	資本剰余金	3,253
無形固定資産	96	資本準備金	1,173
投資その他の資産	460	その他資本剰余金	2,079
投資有価証券	128	利益剰余金	3,840
関係会社株式	17	その他利益剰余金	3,840
繰延税金資産	66	特別償却積立金	17
その他	260	圧縮記帳積立金	39
貸倒引当金	△12	繰越利益剰余金	3,782
資産合計	21,082	自己株式	△694
		評価・換算差額等	47
		その他有価証券評価差額金	47
		新株予約権	55
		純資産合計	11,196
		負債・純資産合計	21,082

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	47,177
売上原価	37,628
売上総利益	9,548
販売費及び一般管理費	8,534
営業利益	1,014
営業外収益	
受取利息配当金	12
受取賃料	3
受取手数料	6
その他	13
営業外費用	
支払利息	17
支払手数料	5
その他	4
経常利益	1,024
特別利益	
固定資産売却益	3
新株予約権戻入益	0
特別損失	
固定資産除却損	22
税引前当期純利益	1,006
法人税、住民税及び事業税	301
法人税等調整額	12
当期純利益	692

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	その他利益剰余金			利益剰余金 合 計
				特別償却 積立金	圧縮記帳 積立金	繰越利益 剰余金		
平成29年4月1日現在の残高	4,693	1,173	2,073	3,247	25	40	3,271	3,337
事業年度中の変動額								
剰余金の配当							△189	△189
特別償却積立金の取崩					△7		7	－
圧縮記帳積立金の取崩						△1	1	－
当期純利益							692	692
自己株式の取得								
自己株式の処分			5	5				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	－	－	5	5	△7	△1	511	502
平成30年3月31日現在の残高	4,693	1,173	2,079	3,253	17	39	3,782	3,840

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計	その他有価 証券評価 差 額	評価・換算 差額等合計		
平成29年4月1日現在の残高	△613	10,664	34	34	112	10,811
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△189				△189
当期純利益		692				692
自己株式の取得	△146	△146				△146
自己株式の処分	66	72				72
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			12	12	△56	△43
事業年度中の変動額合計	△80	428	12	12	△56	384
平成30年3月31日現在の残高	△694	11,092	47	47	55	11,196

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針にかかる事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|--------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| ① 子会社株式 | 移動平均法による原価法によっております。 |
| ② その他有価証券 | |
| 時価のあるもの | 決算期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。
なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。 |
| 時価のないもの | 移動平均法による原価法によっております。 |
| ③ たな卸資産の評価基準及び評価方法 | |
| 評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。 | |
| 商品及び製品 | 総平均法 |
| 原材料及び貯蔵品 | 総平均法 |

(2) 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 有形固定資産 | 定率法によっております。
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建 物 15～50年
機械装置 5～10年 |
| ② 無形固定資産 | 定額法によっております。 |

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
- ② 賞与引当金
- ③ 退職給付引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

従業員及びパートタイム従業員に対して支給する賞与の支払に備えるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

従業員及びパートタイム従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。また、パートタイム従業員は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（6年）による定額法により翌事業年度から費用処理しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- ① 退職給付に係る会計処理
退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
- ② 消費税等の会計処理
税抜方式によっております。
- ③ 連結納税制度の適用
連結納税制度を適用しております。

(5) 表示方法の変更に関する注記

（損益計算書）

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めて表示しておりました「受取賃貸料」は、営業外収益の100分の10を超えることとなったため、当事業年度から区分掲記しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保にかかる債務

① 担保に供している資産

建	物	396百万円				
機	械	装	置	398百万円		
土	地	3,433百万円				
投	資	有	価	証	券	14百万円
計						4,243百万円

② 担保にかかる債務

一年以内返済長期借入金	649百万円
長期借入金	2,180百万円
計	2,830百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 12,733百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務

① 短期金銭債権	2百万円
② 短期金銭債務	160百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業取引の取引高	76百万円
② 営業取引以外の取引高	3百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	1,160,435株	200,075株	120,100株	1,240,410株

(変動事由の概要)

増加の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 75株

取締役会の決議による取得 200,000株

減少の内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の行使による減少 120,100株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(流動の部)

繰延税金資産	
未払事業税等	24百万円
賞与引当金	80百万円
その他	24百万円
繰延税金資産合計	129百万円
繰延税金負債	
特別償却積立金	3百万円
繰延税金負債合計	3百万円
繰延税金資産の純額	126百万円

(固定の部)

繰延税金資産	
退職給付引当金	58百万円
減価償却超過額	29百万円
減損損失	59百万円
新株予約権	17百万円
その他	36百万円
繰延税金資産小計	201百万円
評価性引当額	△91百万円
繰延税金資産合計	110百万円
繰延税金負債	
特別償却積立金	4百万円
圧縮記帳積立金	17百万円
その他有価証券評価差額金	16百万円
その他	5百万円
繰延税金負債合計	43百万円
繰延税金資産の純額	66百万円

6. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称 又は氏名	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (注1)	科目	期末残高
					役員の兼任等	事業上の関係				
役員 の 近親者	松本 恵美子	—	—	4.25%	—	—	自己株式 の購入 (注2)	146百万円	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 取引金額には、消費税等が含まれておりません。

(注2) 自己株式の購入につきましては、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）における取得であり、取締役会の承認の上、決定しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 880円00銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 54円60銭 |

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年5月11日

シノプフーズ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森 村 圭 志 ㊞指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 千 崎 育 利 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、シノプフーズ株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シノプフーズ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成30年5月11日

シノプフーズ株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森 村 圭 志 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 千 崎 育 利 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、シノプフーズ株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第48期事業年度の取締役の職務執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通をはかり、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、当社の取締役会において担当取締役から定期的に事業の状況の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、また、内部監査部門から定期的に報告を受け、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成30年5月15日

シノブフーズ株式会社 監査役会

常勤監査役 川 口 博 司 ㊟

社外監査役 橋 爪 健 治 ㊟

社外監査役 佐 賀 千 恵 美 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、中長期的な企業価値の向上のために、生産設備などの成長投資と財政基盤の強化のための内部留保を確保したうえで、株主の皆さまへの利益配当を安定かつ継続的に行うことを基本方針としております。

この方針のもと、当期の期末配当は7円50銭とさせていただきますと存じます。なお、中間配当として7円50銭をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき15円となります。

(1) 配当財産の種類	金銭
(2) 配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株につき金7円50銭 配当総額94,946,925円
(3) 剰余金が効力を生じる日	平成30年6月29日

第2号議案 取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって取締役松本崇志、西村寿清、隅田真年、清水秀輝、中野由里の5氏が任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	まつもと たかし 松本崇志 (昭和44年1月15日生)	<p>平成3年3月 関西ランチ株式会社入社取締役 平成5年4月 ビッグフーズ株式会社取締役 平成5年6月 同社常務取締役 平成6年4月 当社常務取締役 平成11年6月 当社専務取締役生産本部長 平成17年6月 当社代表取締役副社長管理本部長 平成18年4月 デリカキッチン株式会社代表取締役社長 平成19年2月 シノブデリカ株式会社代表取締役社長 平成20年6月 当社代表取締役社長（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況) 該当事項なし (取締役候補者とした理由) 同氏は、当社代表取締役として、長年の経験、実績と見識を有し、その知識と経験に基づき、当社の経営判断、意思決定の過程や、取締役会での経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしており、引き続き経営の指揮を執り、企業価値の向上と継続的な成長を目指すうえで最適な人材と判断し、取締役候補者としております。</p>	414,260株
2	にしむらとしきよ 西村寿清 (昭和30年5月10日生)	<p>昭和63年2月 関西ランチ販売サービス株式会社入社 平成6年4月 当社入社 平成10年3月 当社営業1部長 平成13年6月 当社取締役営業1部長 平成14年12月 当社取締役営業第1本部長 平成17年6月 当社常務取締役営業第1本部長 平成19年3月 当社常務取締役大阪第1本部長 平成24年6月 当社専務取締役大阪第1本部長 平成24年7月 当社専務取締役C V S事業担当 兼関西統轄本部長 平成24年10月 巽パン株式会社代表取締役社長（現任） 平成27年4月 当社取締役専務執行役員C V S事業担当 兼関西統轄本部長 平成27年5月 株式会社エス・エフ・ディー代表取締役社長 平成28年6月 株式会社エス・エフ・ディー取締役（現任） 平成30年4月 当社代表取締役副社長執行役員C V S事業 担当兼関西統轄本部長（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況) 巽パン株式会社 代表取締役社長 (取締役候補者とした理由) 同氏は、長年にわたる営業及び製造の豊富な経験、見識に基づき、当社の経営判断、意思決定における重要な役割を果たし、取締役として経営に携わっており、引き続き取締役候補者としております。</p>	47,729株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
3	<p>隅 田 真 年 (昭和39年6月18日生)</p>	<p>昭和60年9月 関西ランチ販売サービス株式会社入社 平成6年4月 当社入社 平成17年4月 当社生産本部御幣島工場長(現関西工場) 平成19年6月 シノブデリカ株式会社取締役副社長 平成20年6月 当社執行役員 シノブデリカ株式会社取締役副社長 平成22年6月 当社取締役 シノブデリカ株式会社取締役副社長 平成23年4月 当社取締役中四国統轄本部長 平成23年10月 当社取締役東京統轄本部長 平成24年6月 当社常務取締役東京統轄本部長 平成24年7月 当社常務取締役NB事業担当 平成27年4月 当社取締役常務執行役員NB事業担当兼 東京統轄本部長 平成27年7月 当社取締役常務執行役員中四国統轄本部長 平成29年12月 当社取締役常務執行役員中国地区統轄本部長(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 該当事項なし (取締役候補者とした理由) 同氏は、長年にわたる営業及び製造の豊富な経験、見識に基づき、当社の取締役として経営に携わっており、引き続き取締役候補者としております。</p>	29,893株
4	<p>清 水 秀 輝 (昭和39年9月5日生)</p>	<p>昭和62年3月 関西ランチ販売サービス株式会社入社 平成6年4月 当社入社 平成18年3月 当社情報システム室部長 平成20年4月 当社管理本部管理部長 平成23年1月 当社執行役員管理本部副本部長 兼管理部長 平成24年6月 当社取締役管理本部副本部長兼管理部長 平成24年7月 当社取締役管理本部長兼管理部長 平成26年1月 当社取締役管理本部長 平成27年4月 当社取締役常務執行役員管理本部長(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 該当事項なし (取締役候補者とした理由) 同氏は、長年にわたる管理部門における卓越した実績を有し、管理本部長としての経験を通じ培った経営手腕を鑑み、引き続き取締役候補者としております。</p>	22,177株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
5	な かのゆり 中 野 由 里 (松 田 由 里) (昭和38年1月20日生)	平成9年2月 中野由里税理士事務所設立 平成18年5月 税理士法人スプラウト設立 代表社員(現任) 平成23年3月 株式会社スプラウトビーンズ(現株式会社Q-tao)設立 代表取締役(現任) 平成28年6月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 税理士法人スプラウト 代表社員 株式会社Q-tao 代表取締役 (社外取締役候補者とした理由) 同氏は、税理士として培われた会計・財務に関する専門的な知識に加え、経営コンサルタントとしての卓越した見識から実効性の高い監督機能を発揮していただけたと考え、社外取締役候補者としております。	341株

- (注) 1. 各取締役候補者の保有する当社株式は、平成30年3月31日現在の役員持株会を通じて各候補者が実質的に保有する株式数を含めて記載しております。
2. 中野由里氏は社外取締役候補者であります。
3. 中野由里氏の社外取締役の在任期間は、本総会の終結の時をもって2年であります。
4. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
5. 当社は中野由里氏との間で、会社法第427条第1項の損害賠償責任について、法令の定める限度額まで限定する契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
6. 中野由里氏が社外取締役として選任された場合、東京証券取引所の定める独立役員となる予定であります。
7. 中野由里氏は、戸籍上の氏名は松田由里ですが、職務上使用している氏名で表記しております。

第3号議案 補欠監査役2名選任の件

監査役が法令で定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役2名の選任をお願いするものであります。当該補欠監査役候補者のうち、浅井一夫氏は社外監査役以外の監査役の補欠の監査役として、土本拡美氏は社外監査役の補欠の監査役として、それぞれ選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	浅井一夫 (昭和34年12月30日生)	昭和60年3月 西日本ローソン株式会社入社 平成元年12月 当社入社 平成7年3月 当社総務部 平成25年4月 当社監査部 課長(現任) (補欠監査役候補者とした理由) 同氏は、長年にわたる総務部門や監査部門の豊富な経験・見識を鑑み、監査役の員数を欠くことになった際には、社外監査役以外の監査役として適任であり、補欠監査役候補者としております。	906株
2	土本と拡美 (昭和25年8月12日生)	昭和45年4月 岡本永康税理士事務所入所 (現 土本拡美税理士事務所) 平成15年3月 税理士 平成19年6月 当社監査役 平成24年1月 土本拡美税理士事務所(現任) 平成27年6月 当社監査役 退任 (補欠の社外監査役候補者とした理由) 同氏は、社外監査役となること以外に直接会社経営に関与された経験はありませんが、税理士として会計・財務の専門的な知識・経験を活かし、8年にわたり当社の社外監査役として職務を適切に遂行していただいたことを鑑み、監査役の員数を欠くことになった際の社外監査役として適任であり、補欠監査役候補者としております。	4,200株

- (注) 1. 浅井一夫氏の保有する当社株式は、平成30年3月31日現在の従業員持株会を通じて本人が実質的に保有する株式数を含めて記載しております。
2. 各補欠監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 各補欠監査役候補者が監査役に就任した場合、会社法第427条第1項の損害賠償責任について、法令の定める限度額まで限定する契約を締結する予定であります。
4. 土本拡美氏は、社外監査役の補欠として選任するものであります。なお、同氏が監査役に就任された場合、東京証券取引所の定める独立役員となる予定であります。

第4号議案 取締役に対する株式報酬型ストック・オプションに関する報酬等の具体的な内容決定の件

当社の取締役の報酬は、平成24年6月28日開催の第42期定時株主総会において年額280,000千円以内（ただし、役員賞与を含み、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とすご承認をいただいておりますが、中期経営計画の達成に対する意欲や士気を高め、中長期的視点で株主の皆様との利益の共有を図ることを目的として、当該取締役の報酬額の範囲内で、取締役（社外取締役を除く。）に対し、第50期を最終年度とする中期経営計画の数値目標（連結売上高550億円、連結経常利益率3.0%）に連動した株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権を割り当てることにつき、ご承認をお願いするものであります。

株式報酬型ストック・オプションの付与については、新株予約権の割り当てを受けた取締役に対し払込金額と同額の報酬を付与し、当該報酬債権と当該新株予約権の払込金額とを相殺することにより新株予約権を取得させるものであります。ストック・オプションの報酬等の額は、新株予約権を割り当てる日において算出した新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。また、その額は一般的な価値算定モデルであるブラック・ショールズモデルを用いて算定されることから、相当であると存じます。

なお、現在の当社取締役は7名（うち社外取締役2名）であります。第2号議案「取締役5名選任の件」が原案どおり承認可決された場合も同様に、取締役の員数は7名（うち社外取締役2名）となります。

記

当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1個当たり100株とする。

ただし、本総会決議の日後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

(2) 新株予約権の総数

新株予約権の上限個数は800個とし、第48期定時株主総会の日から1年以内に限り割り当てるものとする。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズモデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価額を基準として取締役会において定める額とする。

なお、新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

平成32年7月1日から平成35年6月30日までとする。

(6) 新株予約権の行使条件

①当社が策定した中期経営計画の目標である平成32年3月期（第50期）の連結売上高550億円（以下、「業績目標A」という。）、連結経常利益率3.0%（以下、「業績目標B」という。）に対して、新株予約権の行使可能割合を以下のとおり定める。

イ 業績目標A及び業績目標Bのいずれも達成率が100%以上の場合

各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権（以下、「割当新株予約権」という。）の行使可能割合：100%

ロ 業績目標A又は業績目標Bのいずれかの達成率が90%以上の場合

割当新株予約権の行使可能割合：50%

ハ 上記イ及びロのいずれにも該当しない場合

割当新株予約権の行使可能割合：0%

なお、計算の結果1個に満たない新株予約権の端数が生じた場合には、これを四捨五入するものとし、権利行使可能分以外の割当新株予約権は失効することとする。

②連結売上高及び連結経常利益率の判定においては、当社の有価証券報告書に記載された連結売上高及び連結経常利益を参照するものとする。ただし、適用される会計基準の変更等により参照すべき連結売上高又は連結経常利益の概念に重要な変更があった場合には、会社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標を取締役会にて定めるものとする。

③新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、執行役員または従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、取締役が任期満了により退任した場合、執行役員もしくは従業員が定年で退職した場合、その他正当な理由がある場合は、この限りではない。

④新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できないものとする。

⑤その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。


(8) その他の新株予約権の内容

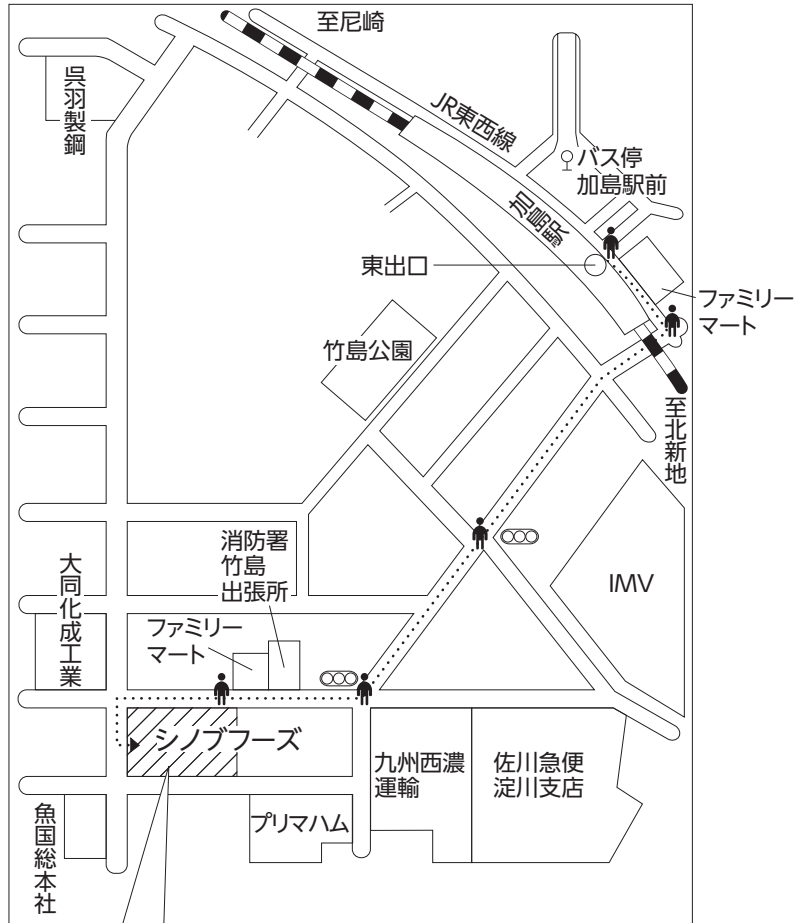
新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集要項を決定する取締役会において定めるものとする。

以 上

株主総会会場ご案内図

J R東西線加島駅より徒歩約7分
大阪市バス（97系統）阪急バス（18系統）加島駅前バス停より徒歩約7分
（お願い）会場にお越しの際は、駐車場に限りがございますので、恐れ入りますが、公共交通機関をご確認のうえご利用ください。

 マークの場所に、弊社社員がご案内させていただいておりますので
お気軽にお尋ねください。



大阪市西淀川区竹島2丁目3番18号
シノプフーズ 株式会社 本社
代表電話 06-6477-0113